	2023年4月3日 現
1. 商品名	☆ 教育プラン (一社)しんきん保証基金保証付
2. ご利用いただけるフ	
および借入資格	・当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている個人および個人事業主の方
	・満20歳以上で(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方
	・安定継続した収入がある方
	☆教育プランプライムの場合は上記の他以下の条件にあてはまる方
	・申込日時点または融資実行時点において、次の対象ローンが条件を満たす方
	対象ローンの条件
	全ての基金保証付個人ローン ご利用状況が次のいずれかに該当する場合
	全ての基金保証付フリーローン A.貸付実行日から6ヶ月以上経過し、かつ直近の約定
	全ての基金保証付住宅ローン 返済が行われている。 B.完済して3年以内
	基金保証付カードローン(学資カードローンは含まない。) 次のいずれかに該当する場合
	基金保証付カードローン B.新規契約する 《セットプラン》 (本件の貸付実行日以前(同日を含む)に契約する)
	・教育プランプライムは通常の教育プランよりも低い金利でお得となっています。
3. お使いみち	☆申込人または申込人の子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金
	(①および②は申込時点で支払日から3か月以内のものに限り支払済資金も対象となります。)
	①就学する学校等への1年分の納付金
	*学校等とは国内・海外を問わず学校(教育施設)と呼称されるものです。
	*納付金には寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含みます
	②就学にかかる1年分の付帯費用
	*付帯費用とは受験費用、向こう1年分の教材費、下宿費用、交通費等です。
	③申込人本人が当金庫を含む金融機関等から借り入れた教育関連ローンの借換資金
4. ご融資金額	☆1万円以上1,000万円以内(1万円単位)ただし、付帯費用は100万円以内
5. ご融資方法	☆証書貸付となります。
6. ご融資期間	☆3ヶ月以上16年以内 (1ヶ月単位で16年目の応答日の属する月の月末までとします)
7. ご融資利率	☆当金庫所定の利率を適用させていただきます。 (固定金利)
8. ご返済方法	☆毎月元金均等返済または元利均等返済
0. C&IA/A	☆ボーナス等による半年ごとの増額返済(融資額の50%以内)もご利用いただけます。
	☆卒業予定月までの元金据置も可能です。
	ただし、お利息のみ毎月お支払いいただきます。
9. 保証人	☆(一社)しんきん保証基金をご利用いただきますので、原則として保証人は必要ありません。
10. 担保	☆不要です。
11. 手数料·保証料等	☆一部、全部繰上返済の場合を含め、手数料は不要です。
11: 了数小 水皿小子	☆保証料は融資利息に含まれており、別途お支払いいただく必要はありません。
12. 金利情報について	
13. 申込時にご用意	☆次の書類をご提出いただきます。
13. 甲込时にこ用息 いただくもの	①所定の申込書類一式
	②上記申込書に添付していただく主な書類
	ア. 本人確認書類(写):原則、有効期間内の運転免許証(表裏)
	ただし、運転免許証を徴求できない場合は、個人番号カード(表のみ)、パスポート、健康保険証、 顔写真付住民基本台帳カード(表裏)、運転経歴証明書(表裏)のいずれか
	※申込人が日本国籍以外の方は、有効期間内の在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書・住民票(在留資格の記載があるもの)により永住者または特別永住者であることを確認させていただきます。
	イ. 所得を証明する書類:公的所得証明書・源泉徴収票・確定申告書の写し等
	ウ. 資金使途確認書類: ・振込依頼書、学校案内等パンフレット
	・就学確認書類(合格通知、在学証明書、納付金の領収書・領収印のある振込用紙等) ・借換え資金を含む場合は、借換え対象教育関連ローンにかかる返済予定表等

14.	苦情処理措置· 紛争解決措置	情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時~17時、電話: 0597-23-2341)にお申し出ください。
		予争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。
		なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。 その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁 護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調 停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)―もあり ます。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
15.	その他参考事項	お申込に際しましては、事前に審査させていただきますので、結果によってはご希望に添えない
	> 0 0 0 0	場合もございますので、予めご了承ください。
		てお借入金は、可能な限りお支払先へ振込させていただきます。
		z詳細、現在のご融資利率、ご返済額の試算および不明な点は、窓口または渉外担当者までご照会 ください。

紀北信用金庫